

## 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を取得しましょう！

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主に対し、女性の活躍推進に関する責務等を定めた女性活躍推進法が、平成27年8月28日に成立し、平成28年4月1日から施行されました。

これにより、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に対しては、自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析を行い、行動計画を策定、届出、情報公表すること等が義務付けられました。

行動計画を策定し届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、申請により、厚生労働大臣の認定（基準適合一般事業主）を受けることができます。

事業主の皆様、認定の取得を目指して女性活躍推進に取り組みましょう！

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPRすることができます。優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待できます。



女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」

### ◆ 女性活躍推進法、行動計画の策定等に関するお問い合わせ ◆

沖縄労働局 雇用環境・均等室

〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

TEL 098-868-4380 厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）